

表1 新設された又は基準が創設されたことにより、令和4年4月以降において当該訪問看護療養費を算定するに当たり届出の必要なもの

	基準名	備考
1	24時間対応体制加算 (業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護ステーションにおいて、2つの訪問看護ステーションが連携し要件を満たす場合に限る。)	
2	専門管理加算	
3	遠隔死亡診断補助加算	

表2 基準の改正により、令和4年3月31日において現に当該訪問看護療養費を算定していた訪問看護ステーションであって、令和4年4月以降において当該訪問看護療養費を算定するに当たり届出の必要なもの

	施設基準名	備考
1	機能強化型訪問看護管理療養費1	令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。
2	機能強化型訪問看護管理療養費2	令和4年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。

※ 別添「届出基準」の6の(1)のク及びケに掲げる機能強化型訪問看護管理療養費における「人材育成のための研修等」及び「訪問看護に関する情報提供又は相談」の規定については、令和4年3月31日において、現に機能強化型訪問看護管理療養費1又は2の届出を行っている訪問看護ステーションにあつては、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなされます。